

款	13 職員費	項	1 職員費	目	1 職員給与費
事務事業名	職員給与				
決算額(円)	財 源 内 訳 (円)				
1,082,228,908 (うち人件費 1,082,228,908)	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
	21,789,932	39,448,326		20,076,647	1,000,914,003
事業目的	法令に基づき、給与を支給する。				
事業内容及び成果	特別職（市長、副市長、教育長）、その他の一般会計所属職員に対して、法令に基づき条例で定められた給与を支給した。				
区 分	特別職	その他の 一般会計所属職員	合 計		
	3人	185人	188人		
給 料	19,549,200円	699,663,682円	719,212,882円		
職員諸手当	7,518,440円	355,497,586円	363,016,026円		
合 計	27,067,640円	1,055,161,268円	1,082,228,908円		

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	地方自治法、地方公務員法、職員給与条例		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い		特別職（市長、副市長、教育長）、その他の一般会計所属職員に対して、法令に基づき条例で定められた給与を支給する必要がある。
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した		法令に基づき適正に支給した。
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		—
4. 行財政改革（改善・改革等）の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(1) 職員の退職不補充による人件費の抑制 (令和3年度の削減額 62,167千円) (2) 特別職及び管理職の給与独自削減(H31.4月～R5.3月) (令和3年度の特別職独自削減額 6,444千円、管理職の独自削減額 8,878千円) (3) 長時間労働の是正による時間外勤務の削減 (令和3年度の削減額 1,187千円)
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
適正に給与を支給していく。			継 続

款	13 職員費	項	1 職員費	目	2 諸費
事務事業名	職員諸費				
決算額(円)	財源内訳(円)				
538,207,990 (うち人件費 535,887,016)	国庫支出金	道支出金	市債	その他	一般財源
	7,956,178	5,785,249		3,428,842	521,037,721
事業目的	法令に基づき、会計年度任用職員に対する報酬等の支給並びに職員の退職手当の支給、医療保険、年金、災害補償等に関する事務を行う。				
事業内容及び成果	社会保障(共済、健康保険、年金保険、雇用保険及び労災保険)の事務手続、掛金の支払い及び給付を行ったほか、会計年度任用職員に対して報酬及び期末手当の支給を行った。				
区分	特別職	その他の一般 会計所属職員	区分	会計年度 任用職員	
	3人	185人		127人	
市町村職員共済組合負担金	4,543,827円	206,785,884円	会計年度任用職員報酬	137,124,206円	
市町村職員共済組合追加費用負担金	339,399円	13,185,199円	会計年度任用職員諸手当	13,862,606円	
公務災害補償基金負担金	29,159円	1,227,660円	児童手当雇用者負担金	493,016円	
市町村職員退職手当組合負担金	6,255,744円	129,134,476円	社会保険料(再任用職員分含む)	22,217,205円	
市町村職員福祉協会共済会員負担金	12,584円	484,911円	労災保険料	191,140円	
			会計年度任用職員費用弁償	2,320,974円	
合計	11,180,713円	350,818,130円	合計	176,209,147円	

<事務事業評価結果>

根拠・関係法令	地方自治法、地方公務員法、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、北海道市町村職員退職手当組合格約、北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例、北海道市町村職員共済組合格款、健康保険法、地方公務員等共済組合格法、労働者災害補償保険法		自治事務
1. 必要性 (市が実施しなければならない理由など)	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	法令に基づき、報酬等の支給、職員の退職手当の支給、医療保険、年金、災害補償等に関する事務を行う必要がある。	
2. 成果 (市民福祉の向上は図られているかなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 低下した	会計年度任用職員の報酬等の支給、社会保障費の支払手続き等を適切に行った。	
3. 要望 (市民・団体等からの要望など)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—	
4. 行財政改革(改善・改革等)の取組	事務事業の休止・廃止など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	コスト削減など	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	特別職及び管理職の給与独自削減(H31.4月～R5.3月)に伴う共済費の削減額(令和3年度の特別職独自削減額768千円、管理職の独自削減額1,438千円)
	他の事業との統合や民間委託など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
<今後の方向性>			総合判定
会計年度任用職員の報酬及び期末手当の支給、職員の退職手当の支給、医療保険、年金、災害補償等に関する事務を適切に行っていく。			継続

